

13・63【訪問看護（出張所も含む）】添付書類一覧

（算定する場合に添付が必要な書類。下記に記載のない届出項目は添付書類不要）

| 届出項目 | 添付書類 |
|----------------------------------|--|
| 施設等の区分 | 〈定期巡回・随時対応サービス連携〉 ・訪問看護事業所における定期巡回・随時対応型訪問看護看護連携に係る届出書（別紙15） |
| 緊急時訪問看護加算 特別管理体制 ターミナルケア体制 | ・緊急時（介護予防）訪問看護加算・緊急時対応加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書（別紙16） |
| 専門管理加算 | ・専門管理加算に係る届出書（別紙17） |
| 遠隔死亡診断補助加算 | ・遠隔死亡診断補助加算に係る届出書（別紙18） |
| 口腔連携強化加算 | ・口腔連携強化加算に関する届出書（別紙11） |
| 看護体制強化加算 | ・看護体制強化加算に係る届出書（（介護予防）訪問看護事業所）（別紙19） |
| サービス提供体制強化加算 | ・サービス提供体制強化加算に関する届出書（別紙14—2） ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙7）又はこれに準ずる書面 ・要件を満たすことを証する書類（職員配置割合の計算表等） |

注1 一体的に運営がされている居宅サービス等に係る届出がされ、別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要。

注2 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙7）又はこれに準ずる書面の提出が必要な加算項目が複数ある場合は、1枚の書面に全ての要件を記載することで足りるものとする。

注3 当該サービスについて「社会福祉法人軽減事業」を開始する場合は、別途「社会福祉法人等による利用者負担軽減申出書」を提出すること。

注4 「施設等の区分」については、一の事業所で連携型及び一体型の事業をいずれも実施する場合は、双方を選択すること。